

第4次実施計画

姫路市の市民活動及び協働の現状や、第3次実施計画までの進捗状況等を踏まえ、第4次実施計画を以下のとおり策定します。策定にあたり、計画期間中に特に取り組むべき項目を重点項目として設定しています。重点項目は、市民意識調査の結果等から、主に情報収集・提供にかかる項目に設定し、重点的に取り組むことで、市民活動及び協働の推進につなげます。

基本指針1 相互理解が進む仕組みづくりを行います

市民活動団体と行政との協働関係を構築するためには、お互いの考え方の違いや組織の特徴をそれぞれがより一層理解する必要があります。

基本指針1-① 市民活動への市民参加の促進

市民活動に参加するきっかけや機会の創出、情報の提供、相談を中心とした施策を実施します。また、市民活動に対する市民等の理解を深めるため、行政や市民活動団体その他市民活動に関わる団体が協働して啓発事業を行います。加えて、ソーシャルメディアを活用し、若年層を含め一人ひとりが参画しやすい環境づくりに努めます。

重点1 情報提供

- ・ ボランティア登録制度の運用【変更】
- ・ ボランティア募集情報等の収集・提供
- ・ ひめじNPO・ボランティア通信の内容の充実、配付先の拡充
- ・ 市民活動ネットひめじの利用PR
- ・ ソーシャルメディアの積極的な活用（再掲）【変更】
- ・ 地縁系の市民活動団体の活動情報の発信（再掲）

2 相談

- ① 市民活動・ボランティアサポートセンターでの相談体制の充実
- ② ICTを活用した相談体制の検討（本掲）【新規】

3 啓発

- ① 市政出前講座⁸の実施
- ② ボランティアに関するマニュアル、手引きの配付・活用【変更】
- ③ 市民活動に関する公開講座の実施
- ④ 若年層向け啓発・体験事業の充実【新規】
- ⑤ 地域活動への参加の啓発【新規】

⁸ 市政や市民生活に身近な問題等をテーマにした講座（令和2年度現在、138講座）で、市職員が講師として各地域に出向いて実施する。

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	①継続実施 ②検討				
		→	(中間報告)	→	→
3	①～③継続実施 ④、⑤実施				

基本指針1-② 行政職員の意識の向上

特定部局の担当者に限らず、職員全体が市民活動や協働に関する理解を深め、市民との協働に向けて市民の活躍を支援する方向への意識転換を図るため、意識啓発につながる研修等を実施するとともに、ボランティアや地域活動への参加を促進します。また、隔年で職員の協働に関する認識度を測るアンケート調査を行い、庁内全体で職員の協働意識が向上するよう働きかけます。

- 1 職員研修の充実（本掲）
 - ・ 初任者研修等の階層別研修の実施 等（本掲）【変更】
- 2 ボランティアや地域活動への職員参加の促進
- 3 市民活動団体の情報収集・提供、相談
 - ・ 庁内への情報提供、相談
- 4 市民活動及び協働の推進に関する施策の総括
 - ・ 協働実態調査
 - ・ ヒアリングの実施
 - ・ 職員アンケートの実施（隔年）

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	継続実施				
4	継続実施				

基本指針1-③ 交流機会の充実と対話の促進

これまで市民活動に興味や関心を持っていなかった市民等が活動に触れ、交流できる機会を充実させるとともに、市民活動団体間の連携・交流を促進します。また、具体的な協働の前提となる信頼感の向上のため市民活動団体等へのアンケートを通じた市民活動支援に対するニーズの把握や対話を促進していきます。

- 1 連携交流会の開催（本掲）【変更】
 - ・市民・ボランティア団体・NPO等の活動成果の発表の機会、交流の場を提供
 - ・市民活動団体等が主体となる交流事業の実施【変更】
- 2 市民活動に関する行事の開催協力
- 3 市民活動・ボランティアサポートセンターの相談機能の充実
 - ・市民に開かれた相談窓口としてのPR
 - ・必要かつ適切なボランティア情報の提供【変更】
 - ・活動事例、支援情報等の情報量の充実
- 4 市民活動団体等へのアンケートの実施（隔年）【変更】

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	継続実施				
4	—	実施	—	実施	—

基本指針2 情報の共有を進めます

市民活動を活性化させるためには、市民活動関係の様々な情報や行政に関する情報を市民、市民活動団体及び行政が共有することが大切です。

基本指針2-① 体系的な情報整理と積極的な情報の公開・収集・提供 -----

行政サービスの内容や現状、計画の策定過程等の情報の積極的な公開に努めるとともに、市民活動に関する支援情報や市民活動団体の登録情報など協働にあたって必要となる多様な情報を体系化し使いやすく提供します。また、市民活動団体等が主体的に情報を受発信できるようソーシャルメディアを活用した環境づくりに努めます。

1 市民活動ネットひめじの運用、利用促進

- ・ボランティア情報の掲載、充実【変更】
- ・市民活動団体の利用PR
- ・利用団体の拡充検討

重点 2 市民活動や協働に関する情報の収集、提供

- ・ボランティア登録制度
- ・助成金情報
- ・市民活動団体情報 等

3 会議等の公開・公募委員、市民意見の募集制度等の利用PR

4 ソーシャルメディアの積極的な活用（本掲）【変更】

- ・市民活動の内容に応じた団体と情報の対象の絞り込み
- ・若年層を含め一人ひとりが参画しやすい環境づくり（スマートフォン等の活用）

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	継続実施				
4	継続実施				

基本指針3 市民活動等の拠点となる場の充実に努めます

市民活動の普及と参加促進、情報の共有化、人材の育成など、市民活動への支援施策を促進させるためには、市民活動団体と市民、市民活動団体間の交流を深めることができるような活動の場の充実が必要です。

基本指針3-① 市民活動・ボランティアサポートセンターの充実

市民活動に関する情報収集・提供、人材育成、相談、連携・交流、団体支援等を中心に、行政と市民活動団体等の市民がよいパートナーシップを築くことを目的とした事業内容の充実に努めます。また、センターの運営体制については、これまでの運営状況及び社会経済情勢の変化を踏まえ柔軟に対応していきます。

- 1 センター事業の充実とコーディネート機能の強化
 - ①既存の支援機関との連携、協力による活動団体の支援強化【新規】
 - ②情報収集、情報発信の強化とマッチング相談の充実【新規】
 - ③ＩＣＴを活用した相談体制の検討（再掲）【新規】
- 2 センターの利用ＰＲ
 - ・市広報の活用
 - ・ボランティア活動の手引きの配付・活用・内容の充実【変更】
- 3 市民活動・ボランティアサポートセンター運営会議の活用
 - ・外部メンバー等による事業内容の検証と意見交換【変更】
- 4 ひめじおんまつり等の連携交流会の開催
- 5 既存の支援機関との連携、協力
 - ・分野別の市民活動支援機関や県等の支援機関との連携、ネットワーク化

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	①～②実施 ③検討		(中間報告)		
2	継続実施				
3	継続実施				
4	継続実施				内容拡充
5	継続実施				

基本指針3-② 地域における市民活動等の場の充実

地縁系団体をはじめ市民活動団体等が地域での活動が充実できるよう、公民館や小学校等の公共施設を活用し、地区拠点として充実させるとともに、都市部、農村部などの地域の多様な特性、ニーズを踏まえた上で、その地域活動が将来にわたって持続可能となるよう地域での取り組みを支援します。

- 1 公民館や小学校等の公共施設等を活用した地区拠点の充実
- 2 地域ブロックで組織された地域づくり推進協議会⁹の活用

重点3 持続可能な地域活動に向けた取り組み支援（本掲）【新規】

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	検討・実施				

基本指針3-③ 公共施設等の利用の促進

市民活動の目的に応じて効果的に公共施設等を活用できるよう、施設情報の集約と提供、ネットワーク化に努め、市民活動団体登録制度による支援を実施していきます。併せて民間施設や地域施設についても情報収集や紹介を行い、積極的に利用を推進していきます。

- 1 市民活動団体の登録制度の運用、支援内容の充実
 - ・団体登録制度による施設利用料の減免等
 - ・団体登録制度の支援内容の充実に向けた検討【変更】
- 2 利用可能施設の情報収集、紹介
 - ・公共施設に加えて、民間施設、地域施設の積極的な利用促進

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				

⁹ 地域づくり活動を発展させるために、市域の14ブロックで地域住民により自主的に組織された団体。

基本指針4 担い手づくり(団体、人材育成)に努めます

市民活動を活性化し、継続していくためには、市民活動を担っていく人材の育成や、将来的に市民活動を支えていく人材の確保が重要です。

基本指針4-① 学習機会等（研修会、セミナー等）の提供

市民活動のすそ野の拡大や市民活動団体の力量や運営能力を向上させることを目的とした講座や研修会を実施するとともに、兵庫県や中間支援組織等の関係機関と協力しながら学習機会を提供します。

重点1 研修会・セミナー等の充実、情報収集・提供

- ①市民活動基礎講座・体験講座
- ②ボランティア養成講座（活動内容に沿った専門研修）
- ③NPO法人マネジメント・会計講座
- ④協働コーディネーター¹⁰養成講座
- ⑤企画力・広報力向上研修 等
- ⑥地域活動の担い手育成プログラムの検討・実施（再掲）
- ⑦提案型協働事業の活用
- ⑧地縁系の市民活動団体のリーダー向け研修の実施【新規】

2 市政出前講座の実施

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	①～⑦継続実施 ⑧実施				
2	継続実施				

¹⁰ 市民活動が円滑に行われるように、行政と市民、市民団体、事業者等との間に立って調整をする役割を担う者。

基本指針4-② 担い手の確保と育成

市民活動団体が活動を効果的に展開するには、組織や会員のリーダー役や協力してもらうボランティア等のコーディネーター、専門知識を持つアドバイザー等の果たす役割が重要です。そのため、豊富な経験を持つ担い手の活動への参加促進を図るとともに、新たな人材の育成につながる施策を検討し、実施していきます。

- 1 登録制度の充実と活用
 - ・ボランティア登録制度の充実【変更】
- 2 育成施策の検討・実施
 - ①地域活動の担い手育成プログラムの検討・実施（本掲）
 - ②地域コミュニティ活性化アドバイザーの活用【新規】
- 3 コーディネーター養成講座の実施
 - ・ボランティア受け入れ講座 等

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				→
2	①継続実施 ②実施				→
3	継続実施				→

基本指針5 市民活動支援機能の充実を図ります

市民活動を活性化し、市民活動団体と行政との協働を推進するためには、より実効性を高めるための仕組みづくりが必要です。

基本指針5-① 相談窓口の充実・協働関係機関との連携強化

市民活動・ボランティアサポートセンターを中心に市民活動に関する総合相談窓口の機能強化に努めます。また、平時のみならず、災害有事に備え、国や兵庫県、ひょうごボランティアプラザ、姫路市社会福祉協議会、大学・研究機関等の関係機関との連携・協力や各団体を中間的に支援する市民活動団体とも連携するとともに、支援していきます。

- 1 市民活動及び協働の相談窓口の充実
 - ・市民とのパートナーシップを前提とした分かりやすい説明と対応
 - ・市民に開かれた行政窓口としての意識啓発、PR
- 2 国・県等主催事業への参加、情報収集・提供
 - ・交流行事、ネットワーク会議 等
- 3 社会福祉協議会等既存団体と連携・協力した支援等の提供
 - ①災害ボランティアに関する取り組み
 - 災害ボランティアセンターの設置準備【新規】
 - 災害ボランティアセンターへの運営支援【新規】
 - 各種関係団体との連絡調整【新規】
 - 県域団体との連携【新規】
 - ②福祉ボランティア等の育成・支援に関する取り組み
- 4 各団体のニーズに応える中間支援団体との連携・支援

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	①実施 ②継続実施				
4	継続実施				

基本指針5－② 様々な財政的支援の活用

提案型協働事業等の既存の助成金制度や、市民活動団体の活動資金や活動拠点の整備に充てる基金等の情報を収集・提供します。また、その仕組みづくりについて検討します。

- 1 基金等による市民活動団体への支援の検討・実施【変更】
 - ・市民ファンド等の仕組みづくりやまちづくりサポート基金導入の検討
 - ・行政・市民・企業等の役割の研究【変更】

重点 2 提案型協働事業制度の充実

- ①新規団体の育成プログラムの検討（本掲）【新規】
- ②幅広い市民活動団体の利用促進・PR
- ③事業継続を見据えたフォローアップ調査の導入（再掲）【変更】
- ④民間相互の協働を促進する事業への対応検討（本掲）

- 3 公的団体・民間団体の財政的支援情報の収集・提供、相談対応

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	検討・実施	→	（中間報告）	→	→
2	①検討・実施 ②～④継続実施	→	→	→	→
3	継続実施	→	→	→	→

基本指針6 民間相互の協働を推進します

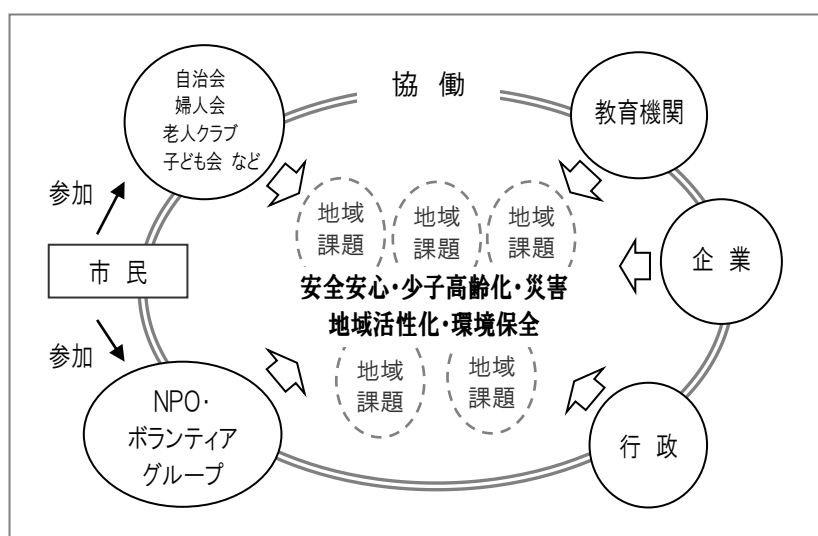
市民個人や市民活動団体だけでなく、企業の社会貢献活動や大学における地域貢献活動など、これらの活動や取り組みが活発に行えるよう、異なる団体間の協働への仕組みづくりが必要です。

基本指針6-① 地域における協働の推進

自治会等の地縁系団体によるコミュニティが形成され、地域内の住民が協力しながら地域課題の解決にあたっています。NPOやボランティア等の多様な市民活動団体がこうした活動に参加、協力していくことで、地域コミュニティの活性化が図られることから、地域への市民活動に関する理解促進、情報提供、コーディネート機能の充実等に努めます。

- 1 地域コミュニティ情報の発信支援
 - ・地縁系の市民活動団体の活動情報の発信（本掲）【変更】
- 2 地域の多様な主体が連携・協力して課題解決に取り組む場づくり支援
 - ・地域課題の共有、解決手法の検討等のワークショップ支援
 - ・相談機能の充実 市政出前講座の活用 行政情報の提供
- 3 地域コミュニティを主体とした地域づくりの推進
 - ・地域づくりハンドブック¹¹の活用、見直しの検討【変更】
 - ・提案型協働事業の充実と効果的な活用（再掲）
- 4 災害時の地域対応力の向上に向けた取り組み【新規】

地域課題に対する取り組み



¹¹ 地縁系団体やボランティアグループ、NPO、行政、企業、教育機関等の多様な団体が連携、協力し、住民が主体となって地域の課題に対して取り組むために、地域づくりの理解促進に関する情報や取り組み方法等を紹介。

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	継続実施				
4	実施				

基本指針6-② 多様な主体との協働の推進

市民、地縁系団体、NPO、企業、教育機関など多様な主体の個性が発揮されるよう企業の特性を活かしたまちづくりに関する協定の締結、市民一人でも参画しやすい協働の仕組みの検討やNPO、企業、大学の社会的貢献に係る情報提供等の支援を行います。併せて市民活動団体に関する情報や活動ニーズ等の提供を行うとともに、NPO、企業、大学等が保有する知識や技術を市民活動の現場で活用できるよう、また、学生によるボランティアの参加促進を図るため、市内の大学、高校等の教育機関を中心として交流や情報共有に努めます。

- 1 企業・学校の支援情報や活動情報の収集・提供
 - ・学校と地域との協働事例の情報収集及び情報提供
 - ・企業、学校、市民活動団体とのパートナーシップマッチング事業の検討・実施【変更】
- 2 連携交流会の開催（再掲）【変更】
 - ・市民活動や協働に関する理解促進
 - ・活動への参加・協力、支援の呼びかけ
 - ・交流を通じた新たな協働による取り組み育成

- 重点** 3 市民活動情報（人材募集情報）の集約、提供
- ・ボランティア募集情報や協働に向けたニーズ、シーズの情報収集、提供

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	継続実施				

基本指針7 行政との協働を推進します

市民等、多様な主体との協働を通して、地域社会の課題に市民と行政とが共に取り組み、市民や市民活動団体等の持つマンパワーやノウハウを、直接行政サービスに活かすことで、サービスの領域の広がりや質の向上にもつながります。

基本指針7-① 市民意識の醸成と行政職員の意識の改革

市民と行政が互いにまちづくりのパートナーであることの意識を高め、協働についての理解を深める取り組みを行っていきます。行政は市民の声を聞き、積極的に行政情報の公開に努めるとともに、職員が協働の相手方となる市民活動団体に対する理解を深め、共に課題解決に取り組めるよう、その手法を学ぶことができる機会を増やしていきます。

- 1 職員研修の充実（再掲）
 - ・ 初任者研修等の階層別研修の実施 等（再掲）【変更】
- 2 協働に関する相談体制の充実
 - ・ 市民及び職員からの相談対応
- 3 協働事例集の作成・活用【変更】
 - ・ 具体的な協働による取り組み手法、事例の紹介による理解促進、情報提供
- 4 市政出前講座の充実（本掲）
 - ・ 市民との対話と共に考える姿勢・手法

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施				
2	継続実施				
3	継続実施			内容拡充	
4	継続実施				

基本指針7-② 協働を推進するための仕組みづくり

提案型協働事業やこれまでの協働の先行事例等を踏まえて作成した協働マニュアルを活用し、市民と行政が信頼関係を深めながら、互いの長所や特性を活かした協働事業を進めていきます。また、提案型協働事業の成果発表等を通じた、具体的な協働事例の紹介により、協働に関する市民意識の啓発を図り、新たな市民協働の担い手づくりにつなげる等、推進体制を整備します。加えて、市民の政策決定過程への参画手法についても検討、拡充していきます。

1 協働マニュアル「協働のルールづくり」の活用、見直しの検討【変更】

2 提案型協働事業の充実と効果的な活用（本掲）

- ①新規団体の育成プログラムの検討（再掲）【新規】
- ②直面する課題など、より具体的な行政からの協働テーマの提示
- ③事業内容、実績の公開
- ④事業継続を見据えたフォローアップ調査の導入（本掲）【変更】
- ⑤民間相互の協働を促進する事業への対応検討（再掲）

重点 3 市民活動団体や企業、学校とのパートナーシップ協定等の実施【変更】

- ①連携協定等の実施・活用PR【新規】
- ②協働契約等、協働の仕組みの情報収集・検討【新規】

4 市民の政策決定過程への参画手法の充実【変更】

- ①ICTを活用した参画手法の検討【新規】
- ②会議等の公開、公募委員、タウンミーティング等の参画手法の充実・活用PR【新規】

5 協働機会創出のための行政情報の分かりやすい提供

- ・市民活動関連サイトへの行政情報の掲載
- ・市政出前講座の充実（再掲）
- ・協働実態調査を通じた情報提供方法等の見直し

6 持続可能な地域活動に向けた取り組み支援（再掲）【新規】

《年次計画》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	継続実施	→	内容拡充	→	→
2	①検討・実施 ②～⑤継続実施	→	→	→	→
3	①実施 ②検討	→	（中間報告）	→	→
4	①検討 ②実施	→	（中間報告）	→	→
5	継続実施	→	→	→	→
6	検討・実施	→	→	→	→